豊橋市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

（目的）

第１条　小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の３第３項に規定する医療費支給認定に係わる小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

（用具の種目及び給付の対象者）

第２条　給付の対象となる用具の種目は、別表第１の種目欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の対象者欄に掲げる児童福祉法第19条の３第３項及び豊橋市小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱（平成27年１月１日決裁）の規定による医療費支給認定に係わる小児慢性特定疾病児童等とする。ただし、児童福祉法による施策（小児慢性特定疾病に係るものを除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とならない者に限るものとする。

（給付の申請）

第３条　豊橋市長（以下「市長」という。）は、用具の給付を希望する対象者の保護者（以下「申請者」という。）に対し、日常生活用具給付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に小児慢性特定疾病医療受給者証の写し及び対象者の扶養義務者の前年分所得税又は当該年度分市町村民税の課税額を証明する書類を添えて申請させるものとする。ただし、当該年度分市町村民税の課税額を証明する書類について、豊橋市が保有する市町村民税課税台帳等により当該課税の内容が確認できる場合は、当該書類の添付を省略できるものとする。

２　市長は、前項の規定による申請を受理した後、申請者及びその属する世帯の状況等を調査し、速やかに調査表（様式第２号）を作成すること。

（給付の決定）

第４条　市長は、前条の規定により用具の給付を行うことを決定した場合には日常生活用具給付決定通知書（様式第３号）及び日常生活用具給付券（様式第４号。以下「給付券」という。）を、前条の規定による申請を却下することを決定した場合には却下決定通知書（様式第５号）を、それぞれ申請者に交付するものとする。

（用具の給付）

第５条　市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者（以

下「業者」という。）に委託して行うものとし、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上、決定するものとする。

２　診療報酬の対象となる用具の支給については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて支給するものとする。

３　使用するために付属品が必要な用具については、当該付属品がないと当該用具が機能しない場合のみ、当該用具とともに給付するものとし、付属品のみの給付は認めないものとする。

（費用の負担及び支払）

第６条　対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

２　前項の規定により対象者の扶養義務者が負担する額の基準は、別表第１に定める基準額とし、対象者の扶養義務者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、給付券により負担することとされている額を支払うものとする。ただし、１か月あたりに対象者の扶養義務者が負担すべき金額は、別表第２に定める徴収基準月額を超えないものとする。

３　市長は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から第１項の規定により対象者の扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

（用具の管理）

第７条　用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

２　前項の規定に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることがあるものとする。

（給付台帳の整備）

第８条　市長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具／給付台帳を整備しておくものとする。

附　則

この要綱は、平成27年１月１日より施行する。

附　則

この要綱は、平成27年６月１日より施行する。

附　則

この要綱は、平成28年４月１日より施行する。

附　則

この要綱は、平成28年10月１日より施行する。